

伊東市立養護老人ホーム 身体拘束廃止に関する指針

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、入居者・利用者の生活の自由を制限することであり、入居者・利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該入居者・利用者又は他の入居者・利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者・利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者・利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 入居者・利用者本人または他の入居者・利用者等の生命または身が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入居者・利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を設置し、十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 入居者・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、入居者・利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 入居者・利用者の思いをくみとり入居者・利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 入居者・利用者の安全を確保する観点から、入居者・利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者・利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束を禁止していることを明確にする事。またやむ得ない場合に適切に対応するため身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の解除の検討
身体拘束廃止に関する職員への指導

② 身体拘束廃止委員会の構成員（別紙1 参照）

・施設運営会議の構成メンバーを持って構成とします。

※医師（必要に応じて指示を仰ぐ）

委員会は、施設長が委員長となり介護時は議長を行い、委員会を統括します。

③ 身体拘束廃止委員会の開催

・身体拘束廃止委員会は3月に1回以上開催し、適正に行われているかを確認します。

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者・利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がり进行を妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、拘束による入居者・利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族等に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 入居者・利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、入居者・利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

やむを得ず代筆する場合は、氏名・職名を記載します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族等に報告します。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

〔施設長〕

- 1) 身体拘束廃止委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

〔看護職員〕

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

〔生活相談員・介護支援専門員〕

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族等との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

〔栄養士〕

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 入居者・利用者の状態に応じた食事の工夫

〔生活支援員、介護職員〕

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 入居者・利用者の尊厳を理解する
- 3) 入居者・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 入居者・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 入居者・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

〔医師〕

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 身体拘束の研修を年間2回以上の身体拘束等に関する教育を実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止等を「新人研修プログラム」において研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7. 入居者・利用者に対する当該指針の閲覧

当該指針は、全ての職員が閲覧可能とします。

入居者・利用者本人・ご家族には、入居・利用時に説明するとともに要望を聴き、指針については、いつでも閲覧することができます。また、身体拘束に関する記録について対象入居者・利用者ご本人その家族からの請求があれば開示します。

8. その身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、サービスの提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要があります。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題を回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢舍であるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、ほんとうに緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているのか。本当に他の方法はないのか。

【関係通知】

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日 厚生省令第39号)

(指定介護老人福祉施設のサービスの取扱方針)

第11条

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【解釈通知】

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第43号）

(改正：平成18年3月31日 老計発第0331002号 老振発第0331002号 老老発第0331015号)

9 指定介護老人福祉施設のサービスの取扱方針

(2) 同条第四項及び第五項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第三十七条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

「厚生労働大臣が定める基準」

(平成12年2月10日厚生省告示第25号)

(改正：平成18年厚生労働省告示第170号)

20 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第十一条第五項、第42条第七項又は第五十四条に規程する基準に適合していないこと。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号）

(改正：平成18年3月17日老計発第0317001号老振発第0317001号老老発第0317001号)

5 介護福祉施設サービス

(7) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われている場合ではなく、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第5項の記録（第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた

月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

「身体拘束ゼロへの手引き」高齢者ケアに関わるすべての人に厚生労働省（平成13年）

(<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/1A06BD1862325ECE49256A08001E5E43?OpenDocument>)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

附 則

制定	2013（平成25）年	9月	1日
改正	2018（平成30）年	7月	1日
改正	2018（平成30）年	12月	1日
改正	2024（令和6）年	4月	1日

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

_____様

1. あなたの状態が下記のＡＢＣをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A ; 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
B ; 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
C ; 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為、 部位、内容〉	
拘束の時間帯 及び時間	
特記すべき心身 の状況	
拘束開始及び 解除の予定	

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設 代表者 施設長 重永 仁美 印

記録者 印

上記について説明を受け、同意いたします。

年 月 日

本人氏名 印

ご家族氏名 印
(本人との続柄)

緊急やむを得ない身体拘束に関する 経過観察・再検討記録		施設長	医務室	相談室	ケアマネ	お台所	支援室
年 月 日 () : ~ :							
出席者							
司 会			記 録	印			
利用者	様		期 間	~			

身体拘束に関する日々の心身の状態等の観察記録
(様子・時間・変化等)

[illegible]